

第4章 医療・社会保険



埼玉県のマスコット コバトン

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1 医療保険制度 | いりょう ほけん せいど |
| 2 国民健康保険（地域保険） | こくみん けんこう ほけん |
| 3 健康保険（被用者保険） | けんこう ほけん |
| 4 特定健康診査 | とくてい けんこう しんさ |
| 5 がん検診 | がん けんしん |
| 6 後期高齢者医療制度 | こうきこうれいしゃ いりょう せいど |
| 7 介護保険 | かいご ほけん |
| 8 医療機関案内 | いりょう きかん あんない |
| 9 病院での診察の受け方 | びょういんでの しんさつの うけかた |
| 10 入院 | にゅういん |
| 11 成年後見制度 | せいねん こうけん せいど |

1 医療保険制度 いりょう ほけん せいど

日本の医療保険制度は、病気やけがなどに備えて、あらかじめ「保険料」を出し合い、保険を使って必要な医療（給付）を受ける制度です。どの国の人でも日本に住む人は、原則として公的医療保険に加入しなければなりません。この医療保険には、会社や事業所に勤める人とその家族を対象とする健康保険と、自営業の人などを対象とする国民健康保険、75歳以上の人を対象とする後期高齢者医療制度があります。

2 国民健康保険 こくみん けんこう ほけん (ちいき ほけん)

3か月を超える在留期間を決定され住民票を持っている人や、3か月を超えて日本に滞在することが明らかな人は、国民健康保険に加入しなければなりません。ただし、会社や勤務先の健康保険に加入している人、医療を受ける目的もしくは、観光をする目的で入国している人は、除きます。国民健康保険は2種類あります。1つは都道府県と市町村が共同で運営しているもの、もう1つは特定の職種の人を対象として国民健康保険組合が運営しているものです。

(1) 加入の届出 かにゅうの とどけで

都道府県と市町村が共同で運営している国民健康保険へ加入するには、居住地の市役所（さいたま市は区役所）または町村役場の国民健康保険担当課で加入の届出をします。また、国民健康保険組合へ加入するには、各組合の担当窓口で加入の届出をします。届出に必要なものについては、届出先に確認してください。

(2) 保険料（税） ほけんりょう（ぜい）

保険料（税）は、世帯ごとの人数や前年の所得などを基に計算されるため、年度ごとに賦課される金額が変わります。また、40歳から65歳未満の人がいる世帯は、これに介護納付金分の保険料（税）が加算されます。料率（税率）は、各市町村・各国民健康保険組合により異なります。保険料（税）は、年度分を複数の納期に分けて、市（区）役所または町村役場、銀行、郵便局などで納付します。

(3) マイナ保険証、資格確認書 まいな ほけんしょう、しかく かくにんしょ

国民健康保険の加入は世帯ごとで、届出や保険料（税）の納付は世帯主が行いますが、家族の一人ひとりが被保険者となります。マイナンバーカードを持っていて健康保険証の利用登録をした人は病院などで「マイナ保険証」として使えます。マイナ保険証をお持ちの場合は、新しく加入した時などに「資格情報のおしらせ」が交付されます。

マイナンバーカードを持っていなかったり、マイナンバーカードを持っていても健康保険証の利用登録をしていない場合はお持ちの被保険者証（紙のカード型保険証）に書かれている有効期限まで使うことができます。またこれらの人で、被保険者証の有効期限が過ぎた場合は、被保険者証と同じように使用できる「資格確認書」が申請をしなくても交付されます。病院などで診察や治療を受ける時に、マイナ保険証を持っている場合は、病院などの受付にあるカードリーダーを使ってください。また、被保険者証や資格確認書を持っている場合は、病院などの受付の人に見せてください。

なお、令和6年12月2日以降、新たに被保険者証の発行はされなくなりましたが、既

にお手元にある場合は、引き続き有効期限までは使えます。

下記のようなときには、市(区)町村の国民健康保険担当課、または加入している国民健康保険組合に届け出てください。

- ① 他の公的な健康保険に加入または脱退したとき
- ② 転出、転入するとき
- ③ 被保険者が子供を出産したとき
- ④ 被保険者が死亡したとき
- ⑤ 住所や世帯主、氏名が変わったとき
- ⑥ 75歳になったとき
- ⑦ 有効期限内の被保険者証または資格確認書をなくしたとき

※マイナ保険者証をなくしたときは、お住まいの市（区）町村に連絡してください。

(4) 給付内容 きゅうふ ないよう

- ① 医療費：病院などでマイナ保険証や有効期限内の被保険者証、資格確認書などを見せて診察や治療を受けた時は、その医療費の3割（義務教育就学前2割、70歳以上2割または3割）を自分で支払います。残りが保険から病院などに支払われます。
- ② 出産育児一時金：子供が生まれたとき、支給されます。
- ③ 葬祭費：被保険者が死亡して葬祭を行ったとき、その費用の一部として一定額が支給されます。
- ④ 高額療養費：医療機関に支払った1か月の窓口負担が一定額を超えたとき、超過した金額が支給されます。
- ⑤ 療養費：次のような場合には、必要な書類を添えてお住まいの市（区）町村の国民健康保険担当課へ申請し、認められた場合は、かかった費用について一部負担金を除いた額が払い戻されます。
 - ア やむを得ない事情でマイナ保険証等を持たずに医療機関にかかったとき
 - イ 輸血したとき（生血代）
 - ウ 医師が必要と認めた治療用装具（コルセットなど）の費用を支払ったとき
 - エ 医師が必要と認めたあん摩・はり・きゅう・マッサージの施術を受けたとき
 - オ 骨折・捻挫などで柔道整復師の施術を受けたとき
 - カ 海外渡航中にやむを得ない事情で医療機関にかかったとき（日本国内で医療機関にかかった場合に応じた額となります）

(5) 保険給付の対象とならない場合 ほけんきゅうふの たいしょうと ならない ばあい

健康診断、予防接種、美容整形、しれつ歯列（歯並び）矯正、正常出産の費用、仕事上のけがや病気は、対象となりません（マイナ保険証等は使えません）。

国民健康保険について詳しいことは、市(区)町村の国民健康保険担当課、または加入している国民健康保険組合にお問い合わせください。

3 健康保険（被用者保険） けんこう ほけん（ひようしゃ ほけん）

健康保険が適用される会社などで働く従業員とその家族が加入する保険制度です。

(1) 保険料 ほけんりょう

保険料は、給料（手当などを含む）、賞与の金額をもとに決定された標準報酬月額、標準賞与額に保険料率をかけて計算されます。この金額を事業主と被保険者（本人）がそれぞれ半分ずつ負担します。被保険者の負担分については、事業主が被保険者の給料、賞与から引いて、被保険者に代わって支払います。また、40歳以上65歳未満の被保険者は、これに介護保険料が加算されます。

(2) 給付内容 きゅうふ ないよう

- ① 医療費：病院などでマイナ保険証や有効期限内の被保険者証、資格確認書などを見せて診察や治療を受けた時は、その医療費の3割（義務教育就学前は2割、70歳以上は2割から3割）を自分で支払います。残りは保険者から病院などに支払われます。
- ② 出産育児一時金：子供が生まれたとき、支給されます。
- ③ 埋葬料：被保険者またはその家族が死亡し、埋葬をしたとき、一定額が支給されます。
- ④ 高額療養費：医療機関に支払った1か月の窓口負担が一定額を超えたとき、超過した金額が支給されます。
- ⑤ 療養費：やむを得ない理由で立て替え払いをしたとき、治療用装具を作成したときなどに、保険者が認めた額が支給されます。
- ⑥ 傷病手当金：病気やケガで仕事を休み給与が受けられないときに、おおむね給与の3分の2の額が支給されます。
- ⑦ 出産手当金：妊娠4か月（85日）以上で出産のため仕事を休み給与が受けられないとき、産前・産後の一定期間におおむね給与の3分の2の額が支給されます。

(3) 保険給付の対象とならない場合 ほけんきゅうふの たいしょうと ならない ばあい

健康診断、予防接種、美容整形、歯列（歯並び）矯正、正常出産の費用、仕事上・通勤途上のけがや病気は、対象となりません（マイナ保険証または資格確認書等は使えません）。

交通事故による治療の場合には、まず保険者（全国健康保険協会または健康保険組合）に届出が必要となりますので、加入している各保険者に問い合わせてください。



相談窓口・問合せ先

名 称	電話番号	住 所	受付時間
全国健康保険協会埼玉支部 （協会けんぽに加入している人）	（代表）048-658-5919 音声ガイダンスでご案内いたします。	さいたま市大宮区錦町6 82-2 大宮情報文化センター（ JACK大宮）16階	月～金 8:30～17:15 （例・12/29～1/3 を除く）
その他（健康保険組合・共済組合など）	電話番号と住所に関しては、加入している各保険者へお問い合わせください。		

4 特定健康診査 とくてい けんこう しんさ

医療保険では40～74歳の加入者（当該年度中に40歳に達する人を含む。）を対象とした特定健康診査を実施しています。詳しくは、加入している各保険者にお問い合わせください。

たとえば、全国健康保険協会では、35～74歳の被保険者（本人）（当該年度中に35歳に達する人を含む）を対象とした生活習慣病予防健診と、40～74歳の被扶養者（加入者本人に扶養されている家族）（当該年度中に40歳に達する人を含む）を対象とした特定健康診査を実施しています。

詳しくは加入している各保険者に問合わせてください。

5 がん検診 がん けんしん

がん検診は定期的健康診断とは別に受診が必要です。職場でがん検診を受ける機会のないかたは、お住まいの市町村の問合わせてください。

対象となるかたは以下のとおりです。

- ・胃がん…50歳以上の男女（2年に1回）
- ・肺がん…40歳以上の男女（1年に1回）
- ・大腸がん…40歳以上の男女（1年に1回）
- ・子宮頸がん…20歳以上の女性（2年に1回）
- ・乳がん…40歳以上の女性（2年に1回）

がん検診の申し込み方法など詳しいことは、お住まいの市町村にお問合せください。

URL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/gantaisaku/gankenshin-city-madoguchi.html>

6 後期高齢者医療制度 こうきこうれいしゃ いりょう せいど

75歳以上（一定の障害があり、埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けている65歳以上を含む）の人は、後期高齢者医療制度に加入することになります。

ただし、日本国籍を有しない人であって、①出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のない人、②3か月以下の在留期間を決定された人、③住民基本台帳法の適用対象とならない人、④入国当初から医療を受ける活動を目的として滞在する人、のどれかに該当する場合は、加入除外となります。

(1) 加入の届出 かにゅうの とどけで

マイナ保険証をお持ちの方は75歳になった以降もそのまま使うことができます。また、マイナ保険証をお持ちでない方には75歳になった時または県内に転入した時に、原則としてお住まいの市（区）町村から資格確認書が届きますので、特に届出の必要はありません。

(2) 保険料 ほけんりょう

保険料額は、加入者全員が均一に負担する均等割額と所得額に応じて負担する所得割額の合計額となります（軽減措置あり）。料率は、原則埼玉県内同一です。

(3) マイナ保険証・資格確認証 まいな ほけんしょう・しかく かくにんしょう

マイナンバーカードを持っていなかったり、マイナンバーカードを持っても健康保険証の利用登録をしていない場合はお持ちの被保険者証（紙のカード型保険証）に書かれている有効期限まで使うことができます。また、これらの人で今後75歳になる人や被保険者証の有効期限が過ぎた場合は、被保険者証と同じように使用できる「資格確認証」が申請をしなくても送られます。

病院などで診察や治療を受ける時に、マイナ保険証を持っている場合は、病院などの受付にあるカードリーダーを使ってください。また、被保険者証や資格確認証を持っている場合は、病院などの受付の人に見せてください。

なお、令和6年12月2日以降、新たに被保険者証は発行されなくなりましたが、既にお手元にある場合は、引き続き有効期限まで使えます。

(4) 給付内容 きゅうふ ないよう

- ① 医療費：病院などでマイナ保険証や有効期限内の被保険者証、資格確認書などを見せて診察や治療を受けた時は、その医療費の1割（一定以上の所得がある人は、所得に応じて2割または3割）を自分で支払います。残りは保険から病院などに支払われます。
- ② 高額療養費：医療機関に支払った1か月の窓口負担が一定額を超えたとき、超過した

金額が支給されます。

- ③ 療養費：次のような場合には、必要な書類を添えてお住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当課へ申請することにより、かかった費用について一部負担金を除いた額が払い戻されます。

- ア やむを得ない事情でマイナ保険証等を持たずに医療機関にかかったとき
- イ 輸血したとき（生血代）
- ウ 医師が必要と認めた治療用装具（コルセットなど）の費用を支払ったとき
- エ 医師が必要と認めたはり・きゅう・マッサージの施術を受けたとき
- オ 骨折・捻挫などで柔道整復師の施術を受けたとき
- カ 海外旅行中にやむを得ない事情で医療機関にかかったとき（日本国内で医療機関にかかった場合に応じた額となります）

- ④ 葬祭費：加入者が死亡して葬祭を行ったとき、その費用の一部として一定額が支給されます。

- (5) 保険給付の対象とならない場合 ほけんきゅうふの たいしょうと ならない ばあい
国民健康保険と同様です。

後期高齢者医療制度について詳しいことは、お住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当課にお問い合わせください。

7 介護保険 かいご ほけん

介護保険は、高齢者が介護を必要とする状態になっても、自立した生活ができるよう社会全体で支える仕組みです。この制度は、市町村が運営します。65歳以上のすべての人と医療保険に加入している40歳から64歳までの人が加入することになっています。日本国籍を持たない人であっても、在留期間が3か月以上ある場合、または3か月以上日本に滞在することが明らかな場合は、原則として介護保険に加入することになります。

詳しいことは、市町村の介護保険担当窓口にお問い合わせください。

(1) 保険料 ほけんりょう

- ① 65歳以上の人の保険料は、住んでいる市町村と所得の状況などによって額が異なります。
- ② 医療保険に加入している40歳以上64歳未満の人の保険料は、加入している医療保険の計算方法によります。

(2) 要介護認定の申請 よう かいご にんていの しんせい

介護保険によるサービスを受けるためには、サービスが受けられる状態であるかどうかの認定（要介護認定）を受けることが必要です。

要介護認定の申請は、市（区）町村の介護保険担当窓口で行ってください。

(3) 給付内容 きゅうふ ないよう

要支援または要介護の認定を受けた方に、状況に応じたサービスが提供されます。

要介護状態に応じ利用上限額の設定などがあり、介護支援専門員（ケアマネジャー）と相談して必要なサービスを選択します。

- ① 在宅サービス（自宅でヘルパーなどの訪問を受けるサービス、自宅から施設に通って受けるサービス、施設に宿泊して受けるサービス、自宅の生活環境を整えるため福祉用具を利用するサービス及び住宅を改修する費用の補助など）
- ② 施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院などに入所して受ける介護サービス。原則として、要支援の方は利用できません。）
- ③ 地域密着型サービス（できる限り住み慣れた地域で生活が継続できることを目的として支援を行うサービス）

(4) 利用者の負担 りようしゃの ふたん

介護保険からサービスを受けたときは、原則として、かかった費用の1割（一定以上の所得がある方は2割または3割）を利用者が負担します。

8 医療機関案内 いりよう きかん あんない

(1) 医療情報ネット いりようじょうほうねっと

インターネットで全国の病院、診療所、歯科診療所、助産所、薬局を、いろいろな条件で検索することができるシステムです。外国語対応可能な病院などについても、言語別に検索することができます（多言語自動翻訳機能あり。対応言語：英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語）。

医療情報ネット（ナビイ）

URL: <https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/zmk-web/juminkanja/S2300/initialize>

(2) 埼玉県救急電話相談 ①小児救急電話相談、②大人の救急電話相談、③医療機関案内

さいたまけん きゅうきゅう でんわそうだん

（①しょうに きゅうきゅう でんわそうだん、②おとなの きゅうきゅう でんわそうだん、

③いりようきかん あんない）

急な病気やけがの時のために下記の相談窓口を設置しています。（日本語による対応）

【電話番号】 #7119 又は

048-824-4 1 9 9 ^{よいきゅーきゅー}（都県境の地域で、ダイヤル回線・IP 電話・光電話・携帯電話を御利用の場合）

※これまでどおり、#8000 又は 048-833-7911（子供の相談） からも電話をかけられます。

【相談時間】

24 時間 365 日

【利用方法】

音声ガイダンスに応じて、相談したい窓口を選択してください。

- ①子供の相談 （小児救急電話相談）
- ②大人の相談 （大人の救急電話相談）
- ③医療機関案内（子供・大人に対応しています）

※③医療機関案内をご利用される場合のお願い

- ・ 歯科、口腔外科、精神科は除きます。
- ・ 医療相談のお答えはできません。
- ・ 案内された医療機関を受診する前に、必ずその医療機関に電話で御確認ください。
- ・ お問い合わせに対し、御案内できない場合もありますので、御承知おきください。

※聴覚に障がいのある方、音声・言語機能に障がいのある方は医療機関案内依頼書に御記入の上、専用 F A X 048-831-0099（日本語による対応）にお送りください。医療機関案内依頼書は埼玉県ホームページの「埼玉県救急電話相談」をご覧ください。

（3） 埼玉県 AI 救急相談

急な病気やけがの際に、お医者さんに行くべきか迷ったら、「埼玉県 AI 救急相談」をご活用ください。（日本語による対応です。）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/aikyukyu.html>

9 病院での診察の受け方 びょういんでの しんさつの うけかた

病気やけがをして、医師の診察を受けたいときは、近くの診療所か病院に行きます。専門的で高度な治療が必要なときは、かかっている医師から紹介状をもらい、設備の整った病院へ行きます。このため、一定の規模以上の大きな病院に医師の紹介状を持たずにかかると、通常の診療費以外の費用がかかることがあります。

(1) 受付窓口での手続 うけつけ まどぐちでの てつづき

受付窓口での手続は、医療機関によって異なります。以下は一例です。

- ① 健康保険証を新患受付に出して、どの科の診察を受けたいか伝えます。
- ② 案内に従い、診療科に行きます。
- ③ 診察科の受付で受付表に必要事項を記入して、看護師に渡し、診察の順番を待ちます。
- ④ 診察終了後、会計窓口で治療費を支払います。
- ⑤ 医師から出される薬がある時は、病院の薬局で薬を受け取る場合と、病院外の薬局へ行き、医師の処方箋を出して薬を購入する場合の2通りがあります。

10 入院 にゅういん

病室には、個室、4人部屋、6人部屋などの種類があります。

入院費には原則として健康保険が適用されますが、患者の希望で個室などの特別な部屋を利用したときには追加料金が加算され、その分は原則として自己負担になります。

11 成年後見制度 せいねん こうけん せいど

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で物事を判断する能力が不十分な人（以下、「本人」という）について、法律的に本人の権利を守り、支えるため制度です。大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度があります。

(1) 法定後見制度 ほうてい こうけん せいど

- ① 介護保険・福祉サービスを利用するための契約、預貯金や財産の管理、費用の支払いなどについて、本人が判断して一人で行うのが難しくなったときに、家庭裁判所に「申立て」（もうしたて）を行い、支援する人を選任してもらいます。

本人の判断能力に応じて、「補助」（ほじょ）「保佐」（ほさ）「後見」（こうけん）の3つの制度があります。

	補助（ほじょ）	保佐（ほさ）	後見（こうけん）
本人の判断能力	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
本人を支援する人	補助人 （ほじょにん）	保佐人 （ほさにん）	成年後見人 （せいねんこうけんにん）

- ② 家庭裁判所への「申立て」（もうしたて）について

申立てができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長などです。

申立ては、原則として、本人の住所地を担当する家庭裁判所（支部、出張所を含む）に行います（※）。

（担当する家庭裁判所が分からない場合は、最寄りの家庭裁判所におたずねください。）

URL: <https://www.courts.go.jp/saitama/saiban/madoguti/index.html>

- ③ 相談窓口

- ・各市町村の担当課、または、「成年後見センター」などの相談窓口へ御相談ください。（各市町村の連絡先は、埼玉県地域包括ケア課ホームページを御覧ください。）

URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/3-seinen-kouken/3-seinen-kouken-senmonsyoku-soudan.html>

- ④ 手続き案内

- ・さいたま家庭裁判所 後見サイト

URL: <https://www.courts.go.jp/saitama/saiban/tetuzuki/kouken/index.html>

（来庁またはお電話の場合は、②の最寄りの家庭裁判所にお問い合わせください。）

※後見等開始の審判の申立てについては、外国人の方であっても、日本に住所・居所を有するときは、日本の裁判所に行うことになります（法の適用に関する通則法(平成十八年法律第七十八号)第5条）。

(2) 任意後見制度 にんい こうけん せいど

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人が選んだ人に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。将来、本人の判断能力が低下したときに、家庭裁判所に「任意後見監督人選任」の「申立て」を行い、「任意後見監督人」（にんいこうけんかんとくにん）を選任してもらうことで、契約の効力が発生します（※）。

① 「任意後見契約」の締結について

本人の住所に近い「公証役場」（こうしょうやくば）で、公証人（こうしょうにん）の作成する「公正証書」（こうせいしょうしょ）により締結します。

② 家庭裁判所への「申立て」（もうしたて）について

申立てができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者（にんいこうけんじゅにんしゃ）です。

申立ては、原則として、本人の住所地を担当する家庭裁判所（支部、出張所を含む）に行います。

（担当する家庭裁判所が分からない場合は、最寄りの家庭裁判所におたずねください。）

URL: <https://www.courts.go.jp/saitama/saiban/madoguti/index.html>

※外国人の方を本人とする任意後見については、日本の裁判所で任意後見監督人選任の申立てを行うことができる場合もあり得ます。詳しくは、②の最寄りの家庭裁判所にお問い合わせください。